

令和 6 年 3 月 21 日

第 77 期司法修習生 各位

司法研修所事務局企画第二課企画係

分野別実務修習開始までの外国旅行について

分野別実務修習開始まで（令和 6 年 3 月 21 日から令和 6 年 4 月 15 日まで）に外国旅行を予定している修習生は、下記 1 のとおり申請してください。承認結果は、下記 2 の方法により通知します。

なお、旅行に当たっては、下記 3 に掲げる事項に留意してください。

記

1 申請方法

次の申請フォームから、当該旅行の出国日の 3 週間前までに申請を行う。

なお、出国日、帰国日及び土日祝日は欠席承認を求める期間には含まれない。

① 外国旅行及び欠席承認申請フォーム

（チームズの [REDACTED] チーム ⇒ [REDACTED] ⇒ 「ポータルサイト」 ⇒ 「外国旅行申請フォーム」）

URL [REDACTED]

申請の送信完了画面から、回答内容の印刷又は PDF 保存を行うこと。

2 承認結果の通知

Teams において、申請者に対してプライベートチャットを送信する方法により通知する。

3 注意事項

- (1) 司法修習ハンドブックの「司法修習生の規律等について」を熟読し、その内容を確認すること。
- (2) 旅行中、司法修習生としての品位を落とす行為は絶対にしないこと。品位を落とす行為をすると、非違行為に当たる可能性があることはもとより、事後、この時期の司法修習生による外国旅行ができなくなるなど、後に与える影響も大きいことに十分注意すること。
- (3) 健康管理に十分留意すること。
- (4) 旅行期間が 9 日間を超える申請は承認されないので留意すること。
- (5) 分野別実務修習のために必要な移動に支障がない旅行日程にすること。

分野別実務修習開始までの外国旅行について

分野別実務修習開始までの外国旅行について

2024/03/21

企画係

分野別実務修習開始まで（令和6年3月21日から令和6年4月15日まで）の間に外国旅行を予定している修習生は、リンク先の文書に従って申請してください。

※出国日の3週間前までに申請を行う必要がありますので、注意してください。

（リンク）

表示数を減らす